

# 開発行為又は建築等に関する証明書 (法施行規則 60 条証明)の交付について

- 1 申請書は原本1部と副本1部の計2部提出してください。※市ホームページ「申請書様式ダウンロード(都市計画課)」よりダウンロードできます。
- 2 添付書類  
(基本的にすべて写しで可。その他確認資料の添付を求めることがあります。)
  - 共通事項
    - (1) 建築確認申請書の写し(第一面～第六面まで)
    - (2) 位置図、地籍図等の公図(申請敷地がわかるもの)、建築計画図
    - (3) 計画建物平面図・立面図
    - (4) 申請地の登記事項証明書
  - 市街化区域(敷地面積1,000㎡以上)・都市計画区域外(敷地面積10,000㎡以上)
    - (1) 敷地の縦横断図(切土・盛土の高さを確認できるもの)
  - 市街化調整区域(農林漁業の用に供する建築物・農林漁業に従事するものの居住の用に供する住宅)
    - (1) 名寄帳(税務課で交付、作業所・倉庫等の場合は不要)
    - (2) 耕作証明書(農業委員会で交付)等
  - 市街化調整区域(区域が編入になる以前から断続的に存する建築物)
    - (1) 既存建築物の建築年がわかる資料(名寄帳、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本など。どうしても不明な場合は要相談。)
- 3 申請から交付まで
  - (1) 窓口にて申請書を2部提出していただき、手数料納入書を交付いたします。手数料は470円となっております。
  - (2) 銀行等で手数料を納付していただき、領収書を直接持参、若しくはFAX等で納入事実を確認させていただきます。
  - (3) 市の事務手続きが終了し次第、証明書の交付が可能となった旨、連絡いたします。
  - (4) 来庁していただき、証明書を交付いたします。受領印は不要です。
- 4 留意事項
  - (1) 標準処理日数は「須賀川市開発許可等に関する事務処理要領第4条第1項」に基づき、15日となっております。しかし、実際はここまでの日数を要することはほとんどありません。  
なお、急いで交付して欲しいとのご要望にはお答えできません。
  - (2) 当該証明書が建築確認申請の際に必要なかどうかは、建築確認申請書を提出される確認検査機関に直接確認してください。